

産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県太田市新田反町町131番地
氏名 東金属株式会社
代表取締役 宮下 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 5月11日

許可の有効年月日 令和 8年 3月28日

1. 事業の範囲

中間処理

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県羽生市大字下川崎字下206番8、208番2、252番
以上3筆（面積11,871.95㎡）

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成13年 3月29日	指令廃指第1111号	新規許可
平成21年11月18日	指令産廃第935号	変更許可（5種類の追加及び処理能力の増大）
平成28年 9月30日	指令東環第105-10号	更新許可
令和元年10月31日	—	変更届（事業場の合筆、事業場面積の訂正）
令和 3年 5月11日	指令東環第121-11号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

2021年5月18日付
ホームページ掲載版

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	247.21t/日 (10時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成21年11月18日 平成21年11月18日 5-90
	376.19t/日 (10時間)	紙くず 以上1種類	
	247.21t/日 (10時間)	木くず 以上1種類	
	204.22t/日 (10時間)	繊維くず 以上1種類	
	376.19t/日 (10時間)	ゴムくず 以上1種類	
	752.38t/日 (10時間)	金属くず 以上1種類	
	956.59t/日 (10時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	881.35t/日 (10時間)	がれき類 以上1種類	
	644.89t/日 (10時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	1,340.4㎡	3.0m(屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	3.0㎡	1.2m(屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	3.5㎡	0.97m(屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	3.0㎡	1.2m(屋外)

(以下余白)

2021年5月18日付
ホームページ掲載版